平成２８年（フ）第２２７９号
神奈川県大和市柳橋２丁目８番地８　桜ケ丘ハイム206号
債務者　平澤　慶一
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２８５号
神奈川県海老名市大谷北３丁目17番30―101号
債務者　林　祐樹
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２９０号
横浜市中区本牧町１丁目40番地４　サンライズみのわ101号室
債務者　駒津　弘美
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０６２号
東京都町田市中町３丁目７番９号パークハイツ201
債務者　永　唯香
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４１３号
静岡県磐田市城之崎４丁目３番地９　リラメゾン101
債務者　袴田　重久
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４４４４号
大阪市都島区都島北通２丁目10番27号都島コーポラス32号
債務者　久保　雅信
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５１４号
大阪府東大阪市玉串元町１丁目２番17号アーバンハイム花園109号
債務者　重岡　正男
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７８５３号
東京都足立区江北２丁目７―11
債務者　曽根　朋宏
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８９１号
東京都江戸川区南葛西１丁目12―１―902
債務者　鈴木　知恵
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９１２号
東京都足立区扇１丁目24―16―304
債務者　勝村　早苗
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９１５号
神奈川県川崎市中原区上小田中５丁目９―18―206
債務者　大西　麻加
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９１９号
東京都小平市学園東町３丁目３―34―303
債務者　伊藤　志保（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９２０号
東京都千代田区東神田１丁目15―２―402
債務者　野口　弥生
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９２５号
東京都墨田区東向島５丁目28―５―205
債務者　浅井　理絵（旧姓川越）
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９３３号
東京都板橋区西台２丁目33―12―301
債務者　内藤　充子
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部